

広報かんら

お知らせ版 No.1281



感謝・信頼と連帯・夢

2024 年
12月15日号

発行・編集・印刷

甘 楽 町
(総務課行政係)

お知らせ

国民健康保険からの
お知らせ



12月2日から現行の健康保険証

は新たに発行されなくなり、マイ
ナンバーカードの健康保険証利用
(マイナ保険証)を基本とする仕
組みになりました。また、新たに
国民健康保険の資格取得などの手
続きをする場合、マイナ保険証の
有無により「資格確認書」または
「資格情報のお知らせ」を発行し
ますが、**役場住民課窓口での即日
交付ができません。交付は手続き
完了後、郵送します。**

※現在お持ちの健康保険証は、記載
のある有効期限まで利用できます。

問合せ にこにこ甘楽

健康課国保係 ☎ (67) 5172

知的障害者巡回相談

相談は予約制です。1月8日(水)
までにご連絡ください。

期日 2月3日(月)

場所 にこにこ甘楽

相談内容 施設入所の相談、療育
手帳交付に伴う相談・判定など

持参するもの 療育手帳

問合せ にこにこ甘楽

福祉課福祉係 ☎ (67) 5162

事業用償却資産

申告のご案内

事業用の償却資産を所有してい
る人は、令和7年1月1日現在の
状況(資産の名称、取得価額、取
得年月、耐用年数)を申告してく
ださい。

eLTAX^{エルタックス}(地方税の電子申告)
も受け付けていますので、ご利用
ください。

償却資産の主な種類 構築物、機

械・装置、船舶、航空機、車両・
運搬具、工具・器具・備品

※太陽光発電設備は償却資産に該
当し、申告の対象となる場合があ
ります。

申告方法

◎前回(令和6年度
課税分)申告をした人



町から送付される申告書に、令
和6年1月2日から令和7年1月
1日までの増加・減少資産を加除

してください(増減のない人も必
ず申告してください)。

電子申告をした人には、申告書の
代わりに電子データを送信します。

◎新たに申告する人

税務係に必要な書類がありますの
で、ご連絡ください。

提出期間 1月6日(月)～31日(金)

問合せ 住民課税務係 ☎ (64) 8313

「若者向け悪質商法被害

防止共同キャンペーン」

若者向けに特別相談会開催

「SNSで知り合った人に勧め
られて暗号資産の投資をしたが、
出金できない」「友人からマルチ商
法に誘われ、断りきれずに困って
いる」など、消費生活に関するト
ラブルの相談をお受けします。

日時 1月14日(火)・15日(水)

午前8時30分～午後4時30分

※右記以外も随時相談に応じます。

対象者 町内在住のおおむね30歳
代までの人

相談料 無料

相談方法 電話または来庁

相談・問合せ 消費生活センター
☎ (74) 3306

広告